

【新設】（申告書の提出期限の延長の再承認）

2-70 確定申告書の提出期限の延長の承認を受けた通算法人が指定された提出期限までに当該通算法人若しくは他の通算法人の決算が確定しないため又は通算法人向け規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため確定申告書を提出できない場合には、当該通算法人に係る通算親法人の申請によりその指定の日を変更することができる。

【解説】

1 単体納税制度における確定申告書の提出期限の延長（法 75、以下「本制度」という。）については、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため当該申告書その確定申告期限までに提出することができないと認められる場合に、納税地の所轄税務署長が、法人の申請に基づき、期日を指定して行うこととされている（法 75①）。

ここで、当該法人の申請時の見込みと異なり、当該指定された延長後の提出期限までに決算が確定しないこと等も考えられるところ、このような場合に、再度、当該法人の申請によりその提出期限を延長することができる旨の緩和的な取扱いを、法人税基本通達 17-1-2 《申告書の提出期限の延長の再承認》において定めている。

2 グループ通算制度における本制度についても、基本的に上記 1 の単体納税制度と同様の規定により取扱いが定められているところ、単体納税制度適用法人に係る上記 1 の通達に定める緩和的な取扱いをグループ通算制度適用法人についても認めない理由はないと考えられる。したがって、本通達において、グループ通算制度適用法人についてもこの緩和的な取扱いを認めることを明らかにしている。

また、本通達では、確定申告書の提出期限までに確定申告書を提出できない理由で本通達に定める取扱いに係る延長申請理由として認められるものについて、グループ通算制度適用法人が本制度を適用するに当たり必要な法令上の所要の読替えを反映するなどの所要の書き振りの変更を行っている。